

令和7年度「未来の芸術家育成のためのパブリックアートプロジェクト」 デジタルアート制作業務仕様書

1 目的

この公募は、将来性豊かな若手芸術家の育成や地域の活性化などを目的として、令和8年1月に完成予定のJR鬼無駅のトイレに付設するガラス壁に投影するアート作品を制作するものです。

2 対象建物壁(別添図面参照)

(1) 建物の概要

所在地 高松市鬼無町佐藤3-7

構造 RC造 陸屋根

建物面積 約41m²

用途 トイレ

竣工工令和8年1月(予定)

(2) 規格

サイズ 幅650cm×高さ270cm(100cmごとに10cmのスリットのある6分割での表示)

素材 透明ガラス(フィルムシート貼り)

3 業務内容

(1) デジタルアートの制作

業務の目的や制作テーマに基づいたデジタルアートを制作する。

ア 制作テーマ

国内外へ文化芸術の魅力を発信するもの。

イ その他の条件

- ・発表・未発表は問わないが、オリジナルの作品に限る(生成AIの利用は不可)。
- ・映像は5分程度とすること。
- ・映像の臨場感などが伝わるような音を付けること(音声は2chまで)。
- ・実写・CG・アニメーションなど手法は問わない。
- ・推奨するデータ形式は以下のとおり。
 - ・映像形式: MP4形式(.mp4)
 - ・解像度: 2600×1080
 - ・フレームレート: 60fps以下で任意。推奨29.97fps
- ・本業務にて作成したコンテンツは次年度以降も継続して使用できること。
- ・電子媒体によるデータ提出については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で提出すること。提出物がウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- ・アニメーション等の映像手法に関するガイドライン(NHK・日本民間放送連盟)に沿つたものとすること。

- (2) 制作期限
令和8年2月27日（金）
- (3) 業務完了報告書の提出
業務終了後は、指定された期限までに報告書を提出すること。

4 制作内容及び表現の遵守事項

- 制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (5) 営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
 - (6) 他人の著作権・商標権等の知的財産権、肖像権に抵触するもの
 - (7) 特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
 - (8) 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
 - (9) 生成AIの利用によるもの

5 成果品

- 本業務の成果品は次のとおりとする。
- (1) デジタルアート作品
委託者と受託者との協議により決定したものを提出すること。
 - (2) 業務完了報告書 1部

6 著作権等の取り扱い

- 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (1) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
 - (2) 本業務から得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、香川県に帰属する。商標権を含む産業財産権を取得する権利も香川県に譲渡するものとする。なお、本業務に先立ち受託者又は第三者が有する権利についてはこの限りではない。
 - (3) 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、香川県に対してこれを行使しないことに同意するものとする。ただし、香川県が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、香川県は事前に受託者に通告するものとする。
 - (4) 上記(1)、(2)、及び(3)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 成果品の利用（二次利用）

本業務成果品の所有権、著作権、利用権は、香川県に帰属するものとし、香川県は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に隨時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

8 その他

- (1) 県がアート制作前に実施するトイレの竣工について、不測の事態が生じた場合等は、制作時期について変更を行う場合がある。
- (2) 受託者が負担する経費は、全て当該委託料に含む。
- (3) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (4) 受託者は、国及び県の関連法規等の内容も踏まえた上で、県と協議を行なながら本業務を実施すること。

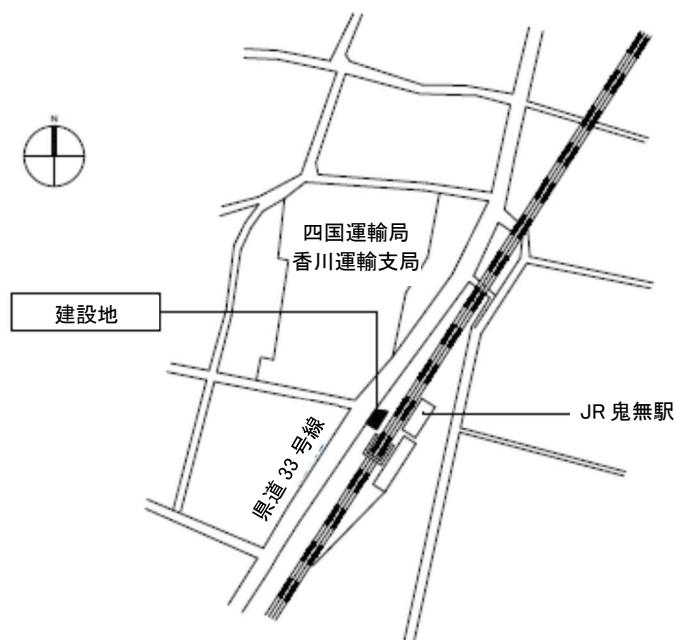
別添

○ JR鬼無駅トイレの概要

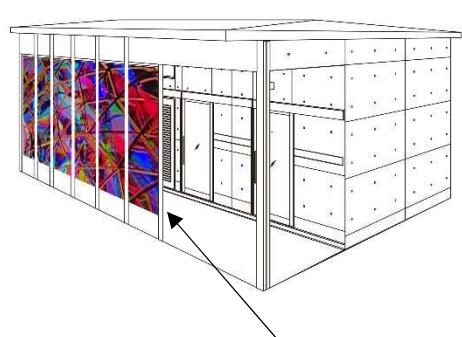
所 在 地：高松市鬼無町佐藤 3-7

構 造：RC造 陸屋根

建物面積：約41m²



【建物イメージ】



投影箇所

※トイレの建物側から

ガラス壁に投影する予定

【ガラス壁イメージ】

